

千葉県報

号外
令和8年3月31日

号外第25号

千葉県報

令和8年3月31日(火曜日)

主要目次

- 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
訓令 一
- 千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 一
- 千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 一
- 千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 一
- 千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 一
- 千葉県総務部税務課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 五

規則

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年千葉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中 「健康危機対策監」を「健康危機対策監」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

訓令

千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第五号

千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

千葉県職員被服等貸与規程（昭和四十六年千葉県訓令第七号）の一部を次のように改正

する。

別表第一火薬類、高圧ガス、危険物等の検査業務に従事する職員の項中「一」を「二」に改め、同表家畜の試験研究業務に従事する職員の項中

「安全靴」を

安全靴	一	二
ヘルメツ	一	三
ト		

に、「及び家

畜」を「家畜」に、「に限る」を「及びこれらの職員の業務と類似の業務に常時従事する会計年度任用職員に限る」に、「に、白衣」を「及び会計年度任用職員に、白衣」に、「限り」を「ヘルメツはトラクター運転等作業に従事する者に限り」に改め、同表乳牛の育成管理、試験研究等に従事する職員の項中

「ゴム手袋」を

ゴム手袋	一	二
ヘルメツ	一	三
ト		

に、「及び畜産

技術員」を「畜産技術員及びこれらの職員の業務と類似の業務に常時従事する会計年度任用職員」に、「技術職員」を「技術職員に、ヘルメツはトラクター運転等作業に従事する者」に改め、同表土木工事又は建築工事の監督、調査、測量、検査等の業務に従事する職員の項中「市街地整備課」の下に「建築指導課」を加え、同表建築物の敷地及び構造設備の検査業務に従事する職員の項中

「作業服（上下）」を

夏作業服（上下）	一	二
冬作業服（上下）	一	二

に改め、同表土

地の買収、境界査定、巡視等の業務に従事する職員の項中「用地課」を「産業拠点整備戦略課、用地課」に改め、「総務用地課若しくは第一終末処理場建設課」を削り、同表の備考中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 土木工事又は建築工事の監督、調査、測量、検査等の業務に従事する職員、建築物の敷地及び構造設備の検査業務に従事する職員、土地の買収、境界査定、巡視等の業務に従事する職員、ダム管理業務に従事する職員、港湾施設の管理の業務に従事する職員及び宅地造成等に関する工事等の監督、調査、測量、検査等の業務に従事する職員で新たに貸与対象職員となつた者に夏作業服（上下）を貸与する場合のこの表の最初の適用については、所属長が必要と認める場合にあつては、この表中

<p>「 一 二</p>	<p>とあるのは、</p>	<p>「 二 二</p>	<p>とすることができ る。</p>
<p>別表第二不動産取得税の賦課事務に従事する職員の項中</p>	<p>を</p>	<p>作業服(上下) 防暑衣</p>	<p>に改め、同表軽</p>
<p>油引取税の抜取り及び分析検査の業務に従事する職員の項中</p>	<p>を</p>	<p>冬作業服(上下) 防暑衣</p>	<p>に改め、同項の</p>
<p>次に次のように加える。 滞納整理業務に従事する職員</p>	<p>を</p>	<p>作業服(上下) 防暑衣</p>	<p>に改め、同表電</p>
<p>別表第二公有財産管理業務に従事する職員の項中 気保安業務に従事する職員の項中</p>	<p>を</p>	<p>作業服(上下) 防暑衣</p>	<p>に改め、同表電</p>
<p>「 防寒衣</p>	<p>を</p>	<p>「 防暑衣 防寒衣</p>	<p>に改め、同表火</p>
<p>「 白衣</p>	<p>を</p>	<p>「 白衣 防暑衣</p>	<p>に改め、同表災</p>
<p>害救助の業務に従事する職員の項の次に次のように加える。 大麻又はけししの除去、大麻の栽培地等の検査等の業務に従事する職員</p>	<p>を</p>	<p>「 防暑衣</p>	<p>に改め、同表災</p>
<p>食品衛生監視業務に従事する食品衛生監視員</p>	<p>防暑衣</p>	<p>直接従事する職員に限る。</p>	
<p>環境衛生監視業務に従事する職員</p>	<p>防暑衣</p>	<p>健康福祉センターの食品衛生監視業務に従事する食品衛生監視員に限る。</p>	
<p>健康福祉センターの庁務業務に従事する職員</p>	<p>防暑衣</p>	<p>健康福祉センターの清掃等の庁務業務に常時従事する職員及びこの職員の業務と類似の業務に従事する会計年度任用職員に限る。</p>	
<p>と畜検査又は食鳥検査の業務に従事する職員</p>	<p>防暑衣</p>	<p>健康福祉センター又は食肉衛生検査所のと畜検査又は食鳥検査の業務に常時従事する技術職員に限る。</p>	
<p>狂犬病予防業務に従事する職員</p>	<p>防暑衣</p>	<p>健康福祉センター又は動物愛護センターの狂犬病予防業務に常時従事する技術職員に限る。</p>	
<p>狂犬及び野犬の捕獲業務に従事する職員</p>	<p>防暑衣</p>	<p>健康福祉センター又は動物愛護センターの狂犬及び野犬の捕獲業務に常時従事する動物指導員及びこの職員の業</p>	

動物の飼育管理業務に従事する職員	防暑衣	務と類似の業務に常時従事する会計年度任用職員に限る。 健康福祉センター又は動物愛護センターの動物の飼育管理業務に常時従事する用務員及びこの職員の業務と類似の業務に常時従事する会計年度任用職員に限る。
地球温暖化対策に関する工事等の監督、調査、測量、検査等の業務に従事する職員	防暑衣	温暖化対策推進課の地球温暖化対策に関する工事等の監督、調査、測量、検査等の業務に直接従事する職員に限る。
砂利等の採取の指導及び監	防暑衣	中央博物館の博物館資料等の整理、収集、保管、展示及び調査研究の業務に直接従事する職員に限る。 産業振興課又は地域振
督の業務に従事する職員	防暑衣	興事務所地域環境保全課の砂利等の採取の指導及び監督の業務に常時従事する職員に限る。
別表第二大型はかり検査業務に従事する職員	防暑衣	計量検定所のタクシーメーターの装置検査業務、燃料油メーターの検定業務又は特定計量器の定期検査業務に直接従事する職員に限る。
産業支援技術の試験研究業務に従事する職員	防暑衣	産業支援技術研究所の機械棟内での試験機若しくは加工機を使用する業務又は試験片作成業務に直接従事する職員に限る。
テクノスクールの実技指導に従事する職員	防暑衣	テクノスクールの実技指導業務に直接従事する職員に限る。
別表第二農地の現地調査業務に従事する職員	防暑衣	別表第二農地の現地調査業務に従事する職員に限る。
土地改良業務又は現場監督補助業務に従事する職員	防暑衣	土地改良業務又は現場監督補助業務に従事する職員に限る。
業の実習指導業務に従事する職員	防暑衣	業の実習指導業務に従事する職員に限る。
ト」を「ヘルメット」に改め、同表病害虫防除業務に従事する職員	防暑衣	ト」を「ヘルメット」に改め、同表病害虫防除業務に従事する職員に限る。

<p>「防寒衣」を「防寒衣 防暑衣」に改め、同表農</p>	<p>「ヘルメット」を「防暑衣 ヘルメット」に、「農業技術</p>	<p>「ヘルメット」を「防暑衣 ヘルメット」に、「職員に</p>	<p>「家畜の防疫業務に従事する職員」を「防暑衣」に改め、同項の次に次のように加える。</p>	<p>「雨衣(上下)」を「防暑衣 雨衣(上下)」に改め、同項の次に次のように加える。</p>	<p>「漁船の検査業務に従事する職員」を「防暑衣」に改め、同項の次に次のように加える。</p>
<p>の職員の業務と類似の業務に従事する会計年度任用職員に限る。</p>	<p>水産総合研究センターの船舶に常時乗り組む職員に限る。</p>	<p>水産総合研究センターの水産の試験研究業務又は種苗生産開発研究業務に常時従事する技術職員、水産に関する作業に従事する水産技術員及びこの職員の業務と類似の業務に従事する会計年度任用職員に限る。</p>	<p>別表第二土木工事又は建築工事の監督、調査、測量、検査等の業務に従事する職員の項中</p>	<p>「街地整備課」の下に、「建築指導課」を加え、同表土地の買収、境界査定、巡視等の業務に従事する職員の項中</p>	<p>「産業拠点整備戦略課、用地課」に改め、同表ダム管理業務に従事する職員の項中</p>
<p>「防暑衣」</p>	<p>「防暑衣 ヘルメット」</p>	<p>「防暑衣 ヘルメット」</p>	<p>「防暑衣」</p>	<p>「防暑衣 雨衣(上下)」</p>	<p>「防暑衣」</p>

測量、検査等の業務に従事する職員	工事の監督、調査、測量、検査等の業務に従事する職員に限る。
------------------	-------------------------------

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第六号

千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令

千葉県職員服務規程(平成十七年千葉県訓令第五号)の一部を次のように改正する。
第十一条中「受託許可願」を「兼業許可願」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

別記第二号様式(第四号第一項)

(職員き章)



直径 12ミリメートル

色 地及び県章は黒色、縁及び県章の輪郭は金色

別記第九号様式中「受託許可願」を「兼業許可願」に、「受託したい事務」を「兼業」に、「報酬額」を「収入額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この訓令の施行前に、改正前の千葉県職員服務規程の規定により調製した用紙は、この訓令の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県総務部税務課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県訓令第七号

千葉県知事 熊谷 俊人

本 庁
食肉衛生検査所

千葉県総務部税務課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

千葉県総務部税務課等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成十八年千葉県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、総務部情報システム課に勤務する職員(財務システム班に勤務する職員に限る。)」を削る。

第三条第二項中「、情報システム課長」を削る。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

購読申込先

購読申込先

購読申込先

購読申込先

購読申込先

購読申込先

購読申込先

購読申込先

購読申込先

購読申込先